

7 消 安 第 4393 号
令 和 7 年 10 月 22 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

本日、北海道白老町の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型。以下「本病」という。）の疑似患畜が確認されました。

本年9月12日には渡り鳥のルートである韓国の家きん農場において本病の発生が確認されています。さらに、環境省による野鳥における本病の監視でも、本年10月15日に北海道で回収された死亡野鳥（オオタカ）から本病ウイルス（H5N1亜型）が検出されており、これらを踏まえれば、既に我が国の環境中に広く本病ウイルスが侵入しており、全国どこで発生してもおかしくないことを念頭に、関係者が危機感を持って家きん飼養農場における本病の発生予防を図る必要があります。

本病の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和7年9月8日付け7消安第3460号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん飼養者等に対する御指導をお願いしております。今般の発生事例を踏まえ、改めて関係部局、関係機関、市町村、関係団体等と連携し、①家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報の徹底、②農場における発生予防対策の徹底、③農場周辺の水場・環境における野鳥及び野生動物対策の強化、④発生時における円滑な防疫措置の実施に必要な体制整備及び作業時のウイルス拡散防止措置の徹底について、関係者に御指導いただき、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いいたします。